

お済みですか？  
確定申告

3月17日(月)まで

平成19年分の申告と納税はお済みになりましたか。3月の所得申告の相談日程は下表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませるようにしてください。

なお、所得税の申告をした方は、町県民税の申告をする必要はありません。

○ 申告した所得は

申告によって決定された所得は、次の申請などのために必要な所得証明、課税・納税証明の基礎となり、資格判定の大切な資料となります。

- ① 児童手当や老人医療を受けるとき
- ② 老齢・障害福祉年金の支給を受けるとき
- ③ 保育所の入所申請をするとき
- ④ 奨学資金や幼稚園の就園奨励金を申請するとき
- ⑤ 公営住宅を申し込むとき
- ⑥ 金融機関などから融資などを受けるとき

○ 申告に持参するもの  
印鑑

一般申告	期 間		申告会場及び受付時間			
	2月18日(月) から 3月17日(月) まで ※ただし、土・日曜日は除く		役場2階 大会議室 受付時間 9時～11時30分 13時～16時			
出張申告	3月	日	受付時間		申告会場	
			9時～11時30分	13時～16時		
	1	土	各地区の公民館又は集会所にて受け付けています。			
	2	日				
	3	月			大 溝	中川原
	4	火			横 田	鶴 吉
	5	水			新 立	出 作
	6	木			南黒田	神 崎
	7	金			本 村	筒 井
	8	土				
	9	日				
10	月	宗意原				

- 社会保険料領収書又は支払証明書(健康保険など)
- 国民年金保険料について社会保険料控除を受けようとする方は、社会保険庁から送付された「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」
- 生命保険・損害保険の控除証明書
- 医療費の領収書(ご自身で集計をしてきてください)
- 障害者手帳など
- 還付金の預金口座(本人)

名義)の番号が分かるもの  
● 税務署から送付された申告書類など

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎985-4110



介護保険

介護保険料の納め忘れは  
ありませんか？

介護保険料は、社会全体で介護が必要な方を支えあうため、皆さんに納めてもらっており、介護保険制度を運営するための貴重な財源となっています。

特別な事情がないのに介護保険料の納め忘れがありますと、その期間に応じて、介護サービスを受ける際に次のような制限がかかる場合があります。

① 1年以上納めないでいると...

介護サービスを利用したときの費用をいったん全額自己負担し、申請により後で9割分を町から払い戻しを受けます。(償還払い)

② 1年6か月以上納めないでいると...

償還払いされる費用の一部を差し止めする場合があります。

③ 2年を超えると...

未納となっている期間に応じて、1割である利用者負担

が3割となり、高額介護サービス費などの支給を受けられなくなります。

介護サービスが必要となった時に安心して利用できるよう、介護保険料をきちんと納めましょう。

問い合わせ

役場介護保険課総務管理係

☎985-4115

3月の納税

国民健康保険税 第9期

納期限は 3月31日(月)

納期限内にお納めください。

口座振替日は  
3月25日(火)

～ 税金は 未来をよくする 夢の橋 ～